

「外務員等資格試験に関する規則」の一部改正について

令和 8 年 10 月 30 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

本協会は、「外務員等資格試験に関する規則」において、不正の手段により外務員等資格試験を受けた者又は受けようとした者（以下「不正受験者」という。）に対して、1年以内の期間を定めて、同試験を受けさせないことができる旨を定めている。

今般、試験問題に関する情報を外部の第三者に提供する行為を伴う不正受験が発生した。このような行為は、外務員等資格試験の公正性及び適正な実施に重大な影響を及ぼすおそれがある。

こうした事案の発生を踏まえ、悪質な不正受験に対してより適切な受験停止措置を講ずることができるよう、「外務員等資格試験に関する規則」の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

不正受験者に対しては、2年以内の期間を定めて試験を受けさせないことができる。

(第7条第4項)

III. 施行の時期

この改正は、令和9年1月1日から施行し、同日以後に実施する外務員等資格試験から適用する。

○ 本件に関するお問合せ先

日本証券業協会 規律本部 資格管理部 (TEL 03-6665-6780)

以 上

「外務員等資格試験に関する規則」の一部改正について

令和8年10月30日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(不正の手段による受験等)</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p>2・3 (現行どおり)</p> <p>4 委員会は、不正受験者に対しては、<u>2</u> <u>年以内</u>の期間を定めて試験を受けさせないことができる。</p> <p>5 (現行どおり)</p> <p>付 則</p> <p>この改正は、令和9年1月1日から施行し、同日以後に実施する外務員等資格試験から適用する。</p>	<p>(不正の手段による受験等)</p> <p>第 7 条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 委員会は、不正受験者に対しては、<u>1</u> <u>年以内</u>の期間を定めて試験を受けさせないことができる。</p> <p>5 (省 略)</p>